



第25号の内容

- ▼利殖商法多発！～次はあなたが標的かもしれません！～
- ▼今後の消費生活センター開催講座予定
- ▼高齢者も被害！出会い系サイトの「お金をあげる」はウソ！？

利殖商法被害多発！

～次はあなたが標的かもしれません！～



「上場すれば必ずもうかる」などのセールストークで未公開株等の購入を勧誘され、お金をだましとられる被害が増えています。

滋賀県内の利殖商法に関する相談件数は、平成21年度は91件、22年度は195件ありましたが、平成23年度は上半期で、すでに200件を超え、急増しています。

次のような手口の勧誘が増えています。複数の手口が使われることもあります。

<p>「公的機関装い型」</p> <p>金融庁の職員を装って電話をかけてきて、消費者を安心させて未公開株や社債などを買わせる。</p>	<p>「被害回復型」</p> <p>「あなたの過去の被害を必ず救済してあげます。その代わりに、B社の株を買ってください」と勧誘される。</p>
<p>「代理購入型」</p> <p>「A社の未公開株は有望なので、当社に代わって購入して欲しい。購入してくれたら3倍で買い取る」等と持ちかける。</p>	<p>「劇場型」</p> <p>契約をすすめる役、その契約を信用させあおる役、買い取る役など複数の業者が登場し、契約させる。</p>

《代理購入型・外貨購入するよう勧誘する手口》



X証券会社と名乗り、「スーダンポンドを買えば、将来円に両替したときに儲かる。今、この通貨を扱っているのはY商事しかない。個人しか買えないので買ってほしい。15万円両替してくれたら34万円で買い取る」と電話がありスーダンポンドを購入したが、X証券と連絡がとれない。騙されたのか。

(70歳代 女性)

《被害回復型+劇場型・・・

過去の被害を救済するためと新たな社債の購入を勧誘する手口》

4ヶ月前、A社から「カタログが届いたら取っておくように」電話があり、海外で石炭などの採掘を行うB社のパンフレットが届いた。A社から「B社の社債を買わないか、パンフレットを持っている人しか買えない。震災以降エネルギー源は原子力から石炭に代わってきている。将来値上がりするので、代わりに購入してくれば4倍で買い取る。」と言われて社債を100口、200万円分購入したが、A社と連絡不能になった。



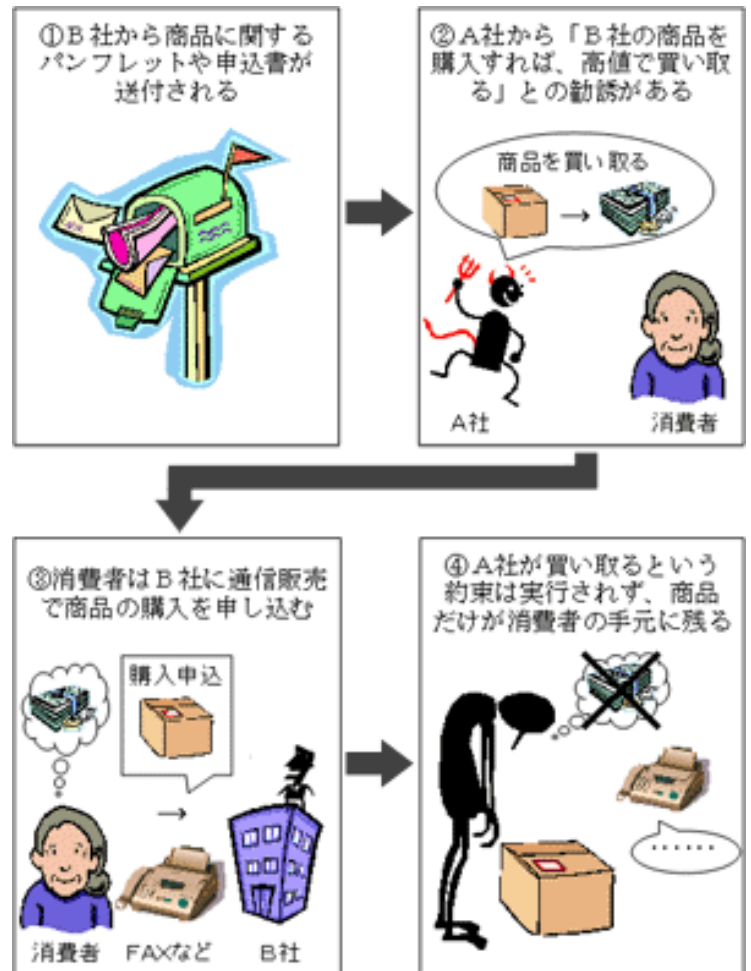
その後、C社から高額で買い取ると勧誘されD社の無担保転換社債予約権付き社債を600万円購入したが、C社とも連絡不能。

最近になりE社から電話があり、B社とD社の社債を合わせて買い取るのでF社の社債を買うように勧められている。もう騙されたくないなのでこの業者の信用性を知りたい。(60歳代 男性)

典型的な劇場型勧誘の例

(国民生活センターのHPから)

“商品”は未公開株、社債、外国通貨等さまざま



◇相談の特徴◇

- ・男女を問わず60歳以上の方がトラブルにあっている
- ・過去に投資トラブルにあった人の被害が多い
- ・被害金額が高額なケースが目立つ
- ・投資性があるようなイメージを持たせる商品が多い



高額で買い取ってもらえそうなイメージを持たせる商品で、かつ消費者が商品自体について十分な知識を持っていないもの、また、価値があるかを確認することが困難であるものがほとんどである。

未公開株のほか、「社債」「CO2排出権」「温泉付き有料老人ホームの利用権」「医療機関債」「金の採掘権」「社員券」「アフガニスタン通貨」等、多岐にわたっている。

- ・消費者が商品等の購入代金を支払うと勧誘業者と連絡がとれなくなる人が多い

◇気をつけて！◇

- ・ **いったん、支払ったお金は、取り戻すことが極めて困難です。**
- ・ 「高値で買い取る」と持ちかけられて、実際に買い取られた例はありません。
- ・ 「過去の被害を回復するための費用」を払って、実際に被害金額を取り戻せた事例はありません。

◇勧誘を受けたら◇

- ・ 見ず知らずの業者からの電話には応じない。「**耳を貸さない！**」
- ・ 電話での勧誘などは、「**すぐに応じない！**」
- ・ 安易な儲け話は「**キッパリ断る！**」

◇おかしいと気づいたらすぐにご相談を！◇

- ・ **被害にあってしまった時は、ひとりで悩まず、早めに家族や消費生活センターに相談してください。**
- ・ あやしい投資のパンフレット等が送られてきたら、消費生活センターに情報提供をお願いします。



**高齢者のトラブルが増加しています。
ご家族など見守る立場の方も注意しましょう。
まわりの方々の見守りが、高齢者の消費者トラブルを防ぎます。**

困ったときはご相談ください！

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

消費生活センターでは悪質商法にだまされないための学習素材として、啓発ビデオの貸出やリーフレットの提供も行っていますのでお気軽にお問い合わせください。
貸出ビデオ等のリストは滋賀県消費生活センターのホームページの「消費者学習支援」(<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>)に掲載しています。



今後開催予定の講座のご案内

(会場:滋賀県消費生活センター)

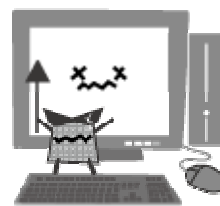
月	日	テーマ	講師
2月	25日	消費者講座 消費者被害の現状～見守りが必要な人の被害	弁護士 佐口 裕之氏
3月	中旬	くらしの情報セミナー 食に関するテーマで調整予定 (日程およびテーマについては決まり次第HP等でお知らせします)	

高齢者も被害！出会い系サイトの「お金をあげる」はウソ！？

“出会い系サイト”に関する相談が、全国の消費生活センターに年間約3万件も寄せられており、その契約金額も年々高額化してきています。

＜事例1＞ 高齢の父が、パソコンの出会い系サイトで「7500万円の遺産を渡したい」と言ってきた相手信じ、メールをやり取りしているうちに、サイトの利用料金が50万円を超えた。相手と会う約束を10回以上しているが一度も会えずにいる。やめるよう説得しても聞き入れない。人が変わってしまったようだ。（当事者：70代男性）

＜事例2＞ パソコンに不審なメールが届いても全て無視していたが、ある時、「1200万円あげる」というメールが目にとまった。信じ込んでやり取りしているうちに、そのためのポイント代として200万円も支払ってしまった。詐欺ではないか。（80歳代男性）



- * 「お金をあげたい」などといったメールから有料の出会い系サイトなどに誘導され、相手の巧妙な言葉を信じてやり取りするうちに高額な利用料を支払ってしまったという相談が、高齢者からも寄せられています。
- * このようなサイトでは、通常のメールとは異なり、ポイントを購入し、そのポイントを使ってサイト内でメールを行う仕組みになっていることがほとんどです。相手は、お金を渡すためなど様々な口実でメールを続けるよう促すので、気づいたときには多額の費用をつぎ込んでしまいがちです。
- * メール相手が出会い系サイトの「サクラ」であることも考えられますが、証明するのは難しく、お金を取り戻すことは困難です。うまい話には注意し、ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことが大切です。
- * 心配なときは、消費生活センター等へご相談ください。



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く

「くらしのかわら版」第25号（平成23年12月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成24年3月上旬に発行予定です。